

別記様式第 1 号の 2（第 3 条、第 51 条の 8 関係）

消 防 計 画 作 成 （ 変 更 ） 届 出 書

年 月 日			
消防長（消防署長）（市町村長） 殿			
☐防火 管理者 ☐防災			
住 所			
氏 名			
別添のとおり、 ☐防火 ☐防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。			
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）			
防火対象物 又は の所在地 建築物その他の工作物			
防火対象物 又は の名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）			
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称 （変更の場合は、変更後の名称）			
防火対象物 又は の用途※ ¹ 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）		令別表第 1 ※ ¹	（ ） 項
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）			
受 付 欄※ ²		経 過 欄※ ²	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 3 ※ 1 欄は、複数権原の場合にあつては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 4 ※ 2 欄は、記入しないこと。

(共同住宅用)

消 防 計 画

年 月 日

統括防火管理 (該当 ・ 非該当)

1 目的及び適用範囲

この消防計画は、消防法第8条に基づき_____における防火管理上必要な業務を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。この計画で定めたことは、居住者全員が守らなければならない。

2 防火管理者の業務

防火管理者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更
- (2) 消防署への必要事項の届出、報告
- (3) 居住者への火災予防対策及び火災発生時にとるべき行動の呼びかけ
- (4) 消火、通報、避難訓練の実施と居住者への訓練参加の呼びかけ
- (5) 消防署から送付された火災予防広報紙の配布、回覧
- (6) 建物、階段等の自主点検の実施
- (7) 消防用設備等の点検及び維持管理
- (8) 共用部分の火気の使用及び取扱いに関する監督
- (9) 避難経路図の作成、掲示
- (10) 統括防火管理者への報告
- (11) その他

3 居住者が行う防火管理

居住者は、自己の責任において次の対策を行う。

- (1) 各家庭における火気の使用及び取扱いに十分注意する。
- (2) 防火戸の閉鎖機能を維持管理する。
- (3) バルコニーに避難障害となる物を置かない。
- (4) 階段、通路等の共用部分に燃えやすい物及び避難障害となる物を置かない。
- (5) 消防用設備等の設置場所、使用方法を確認する。
- (6) 消防用設備等の使用障害となる物を置かない。
- (7) 避難経路を確認する。
- (8) 放火を防止するため、建物の周囲や共用部分に燃えやすいものを置かない。
- (9) その他

4 火災が発生した場合の行動について

火災が発生した場合居住者は次の行動を行う。

- (1) 火災を発生させた場合又は火災を発見した場合は、大声で他の居住者に知らせるとともに他の居住者と協力して119番通報する。
- (2) 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。
- (3) 消火できないときは直ちに避難する。
- (4) その他

5 教育・訓練について

教育及び訓練について

- (1) 防火管理者は、居住者に対して消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等について周知徹底を図る。
- (2) 消防訓練は、毎年 ____月、 ____月ごろ実施する。
- (3) 訓練の内容は、消火、通報、避難訓練とする。
- (4) その他

6 法定点検

- (1) 消防用設備等の点検は、資格者に行わせるものとし、その際防火管理者は立ち会うものとする。点検の結果は ____年に1回消防署長に報告しなければならない。点検の結果不備欠陥がある場合、防火管理者は管理権原者に報告し、改修しなければならない。

消防設備等の種類	機器点検 (6ヶ月ごと)	総合点検 (1年ごと)	点検資格者
	月 月	月	

- (2) 防火対象物定期点検 (該当 ・ 非該当) 毎年 ____月に実施し、消防署長へ報告する。

7 防火管理業務の一部委託について

防火管理業務の一部委託について

(委託している ・ 委託していない)

受託者の会社等の名称及び住所等	名 称	
	住 所	
防火管理者の氏名等	職・氏名	
	所 属	
防火管理業務の委託状況	委託範囲	
	実施方法	☐ 常駐 ☐ 巡回 ☐ 遠隔移報

8 地震対策

(1) 地震に備えて

- ア 懐中電灯、携帯ラジオ、非常食、救急医薬品等の非常持ち出し品の準備をする。
- イ 家具、電気製品等の転倒落下防止措置を行う。
- ウ 避難経路、避難場所_____を確認しておく。

(2) 地震発生時居住者は次の行動を行う。

- ア 地震が発生したときは使用中の火気設備（こんろ、石油ファンヒーター等）の消火を行う。
- イ 地震発生直後は身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 火災が発生した場合は居住者が協力して消火する。
- エ 火気設備、電気製品等は安全を確認した後使用する。

(3) その他

※ 別表1及び別表2（自衛消防組織表）は、必要に応じて添付すること。

(別表1)

自衛消防隊組織及び任務分担

自衛消防隊長（ ）自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等 自衛消防副隊長（ ）隊長の補佐及び隊長不在時の任務代行		
指 揮 班	() () () ()	1 隊長、副隊長の補佐 2 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 3 自衛消防隊本部の設置 4 その他指揮統制上必要な事項
通 報 連 絡 班	() () () ()	1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 建物内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による）
消 火 班	() () () ()	1 消火器等の消防用設備を活用した初期消火作業 2 消防隊との連携及び補佐
避 難 誘 導 班	() () () () ()	1 避難者の避難誘導実施 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への連絡 5 ロープ等による警戒区域の設定
安 全 防 護 班	() () () ()	1 防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
応 急 救 護 班	() () () ()	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供

(別表2)

地震時の自衛消防隊組織及び任務分担

自衛消防隊長（ ）自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等 自衛消防副隊長（ ）隊長の補佐及び隊長不在時の任務代行		
情報収集班	() () () () () () () ()	1 報道機関等により、地震に関する情報の収集及び連絡 2 周辺地域の状況把握 3 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により、建物内の者に対する周知 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認 5 建物内にいる者の調査 6 その他
点検措置班	() () () () () () () ()	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安措置
避難誘導班	() () () () () () () ()	1 避難者の避難誘導の実施 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定